

板倉町農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年3月8日

板倉町農業委員会

第1 基本的な考え方

農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が平成28年4月1日に施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として、明確に位置づけられた。

板倉町においては、町の大部分が平地を占めており、水稻・施設野菜等を中心に発展してきた。近年、稲作を中心とする土地利用型農業は、農業の魅力の低下等から後継者の不足など農業を担う者の確保の面で深刻な状況にある。一方、施設園芸は、ますます激しくなる産地間競争、販売価格の不安定、農業就業者の高齢化等生産条件は悪化し栽培面積は漸減傾向にある。遊休農地の発生も懸念されており、その発生の防止や解消、適切な土地利用に努めていく一方、農地中間管理事業等を活用し地域の担い手へ農地の集積・集約化に取り組んでいく必要がある。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、板倉町農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法を以下のとおり定める。

この指針は「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月10日農林水産業・地域の活力創造本部決定）で、「今後10年間で、担い手の農地利用が全農地の8割を占める農業構造の確立」とされたことから、それに合わせて平成35年を目標とし、農業委員及び推進委員の活動や調査結果により適宜、検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会事務の実施状況の公表について」（平成28年3月4日付け27経営第2933号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「目標及びその達成に向けた活動計画」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積(A)	遊休農地面積(B)	遊休農地の割合(B/A)
現状 (平成29年3月)	2,180 ha	20.7 ha	0.94 %
3年後の目標 (平成32年3月)	2,180 ha	19.2 ha	0.88 %
目標 (平成35年3月)	2,180 ha	17.7 ha	0.81 %

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

①農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

- 農業委員と推進委員で連携し、農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期について、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。
- 利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農地中間管理機構や農地利用集積円滑化団体等への貸付手続きを行う。
- 従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期に関わらず、適宜実施する。

②非農地判断について

- 利用状況調査と同時に実施する「荒廃農地の発生・解消状況に関する調査」によって、B分類（再生利用困難）に区分された荒廃農地については、現況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現状 (平成29年3月)	2,180 ha	1,059 ha	48.6 %
3年度の目標 (平成32年3月)	2,180 ha	1,404 ha	64.4 %
目標 (平成35年3月)	2,180 ha	1,749 ha	80.2 %

※ 「管内農地面積」は、耕地及び作付面積統計における耕地面積。

※ 「農林水産業・地域の活力創造プラン」の政策目標に基づき、担い手への農地利用集積率80%を目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 「人・農地プラン」の作成・見直しについて

- 農業委員及び推進委員は、地域農業の将来像を描く「人・農地プラン」の作成・見直しに積極的に参加し、情報提供及び調整に努める。

② 農地の利用調整と利用権設定について

- 町産業振興課、農地中間管理機構、JA 邑楽館林等と連携し、高齢農業者の農地や貸付を希望する農地の情報、農地の出し手や受け手の情報について共有を図り、利用権設定や農地中間管理事業等の活用により、担い手への農地利用の集積・集約化を推進する。

③ 農地の基盤整備について

- 土地改良事業や畦畔除去等の大区画化や暗渠排水等の整備を目的とした簡易なほ場整備事業など様々な制度を活用し、農地の耕作条件を整えることで集積・集約化を支援する。

これらの事業の普及啓発や合意形成に向け、農業委員・推進委員が積極的に地域に働きかけるものとする。

④ 法人化への支援について

- 水田農業等土地利用型農業が主である集落で、効率的かつ安定的な農業経営の育成及びこれらの経営への農用地の利用集積が遅れている集落の全てにおいて、認定農業者の育成、集落営農の組織化・法人化等地域の実情に即した経営体の育成に関し支援を行う。

第3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数（個人）	新規参入者数（法人）
現状 （平成29年3月）	2	0
3年後の目標 （平成32年3月）	20	1
目標 （平成35年3月）	38	3

※ 板倉町「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の確保・育成すべき人数の目標による。

① 関係機関との連携について

- 都道府県・全国の農業委員会ネットワーク機構、農地中間管理機構と連携し、管内の農地の借入れ意向のある認定農業者及び参入希望者（法人を含む。）を把握し、必要に応じて現地見学や相談会を実施する。

② 企業参入の推進について

- 担い手が十分にいない地域では、企業も地域の担い手になり得る存在であることから、農地中間管理機構も活用して、積極的に企業の参入の推進を図る。

③ 農業委員会のフォローアップ活動について

- 農業委員及び推進委員は、新規参入者（法人を含む）の地域の受入条件の整備を図るとともに、参入後の定着を図るため継続的な支援に努める。